



< 最近の話題 >

2022 年度調剤報酬改定の Q&A

2022 年度改訂の調剤報酬が 4 月 1 日より実施されておりますが、3 月 31 日付けでその取扱いに係る疑義解釈資料が出されましたので、特に関心の高い項目についてお知らせします。

(出典：厚労省事務連絡(令和 4 年 3 月 31 日) URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000923563.pdf>)

🐼 リフィル処方箋による調剤

(問)「リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと」とされているが、この場合において、服薬情報等提供料は算定可能か。

(答) 算定要件を満たしていれば、服薬情報等提供料 1 又は 2 を算定可。

(問) リフィル処方箋による 2 回目以降の調剤については、「前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後 7 日以内」に行うこととされているが、具体的にはどのように考えればよいか。

(答) 例えば、次回調剤予定日が 6 月 13 日である場合、次回調剤予定日を含まない前後 7 日間の 6 月 6 日から 6 月 20 日までの間、リフィル処方箋による調剤を行うことが可能である。ただし、調剤した薬剤の服薬を終える前に次の調剤を受けられるよう、次回調剤予定日までに来局することが望ましいこと等を患者に伝えること。

🐼 嚥下困難者用製剤加算、自家製剤加算

(問) 嚥下困難者用製剤加算及び自家製剤加算について、それぞれどのような場合に算定できるのか。

(答) 原則として、処方された用量に対応する剤形・規格があり、患者の服薬困難解消を目的として錠剤を砕く等剤形を加工する場合は嚥下困難者用製剤加算を算定でき、処方された用量に対応する剤形・規格がなく、医師の指示に基づき自家製剤を行う場合は自家製剤加算を算定できる。

(問) 自家製剤加算について、錠剤を分割する場合は、割線の有無にかかわらず、所定点数の 100 分の 20 に相当する点数を算定するのか。(答) そのとおり。

(問) 自家製剤加算における「同一剤形」の範囲は、どのように考えたらよいか。

(答) 内服薬の下記の剤形については、それぞれ別剤形として取り扱うこと。その他については、内服薬及び外用薬における「同一剤形」の取扱いと同様である。なお、本取扱いは、内服薬に係る自家製剤加算における考え方であり、例えば、調剤時の後発医薬品への変更に関する剤形の範囲の取扱いとは異なることに留意すること。

- 内用薬の同一薬剤 ① 錠剤、口腔内崩壊錠、分散錠、粒状錠、カプセル剤、丸剤
② 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤

🐼 調剤管理加算

(問)「初めて処方箋を持参した場合」とは、薬剤服用歴に患者の記録が残っていない場合と考えてよいか。

(答) よい。ただし、薬剤服用歴等に患者の記録が残っている場合であっても、当該患者の処方箋を受け付けた日として記録されている直近の日から 3 年以上経過している場合には、「初めて処方箋を持参した場合」として取り扱って差し支えない。

🐼 服薬管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)

(問)「算定に当たっては、かかりつけ薬剤師がやむを得ない事情により業務を行えない場合にかかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が服薬指導等を行うことについて、…あらかじめ患者の同意を得ること」とあるが、処方箋を受け付け、実際に服薬指導等を実施する際に同意を得ればよいか。

(答) 事前に患者の同意を得ている必要があり、同意を得た後、次回の処方箋受付時以降に算定できる。

(問) かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師については、かかりつけ薬剤師と同様に届出が必要か。(答) 不要。

(問) 既にかかりつけ薬剤師指導料等の算定に係る同意を得ている患者に対し、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合の特例に係る同意を追加で得る場合は、かかりつけ薬剤師の同意書に追記する又は別に当該特例に係る同意を文書で得るといった対応をすればよいか。

(答) よい。ただし、既存の同意書に当該特例に係る同意に関して追記する場合は、当該同意を得た日付を記載するとともに、改めて患者の署名を得るなど、追記内容について新たに同意を取得したことが確認できるようにすること。また、別に文書により当該特例に係る同意を得る場合については、既存の同意書と共に保管すること。

※上記の既存の同意書に連携する薬剤師の記載欄の入った同意書は、日本薬剤師会ホームページの「令和 4 年度調剤報酬改定等に関する資料 (<https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/document/rO4.html>)」に別様式 2 として様式例が掲載されていますので、それを用いてください。